

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月25日
【事業年度】	第31期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ベルーナ
【英訳名】	BELLUNA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安野 清
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市宮本町4番2号
【電話番号】	048（771）7753（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 大谷 賢
【最寄りの連絡場所】	埼玉県上尾市宮本町4番2号
【電話番号】	048（771）7753（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 大谷 賢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第31期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第1部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) <略>

(訂正後)

(1)～(4) <略>

(5) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を20名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

(7) 自己株式の取得

当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(8) 中間配当

当社は、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として剰余金の配当ができる旨定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。